

決裁・供覧

件名	「布製マスク梱包配達業務 一式」の随意契約について			文書番号
伺い文	別紙1参照			
起案	起案日	令和2年4月9日	受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	今村 直樹	施行	施行処理期限日 施行日
	連絡先	3409		施行先 施行者
分類登録	大分類	契約		取扱上の注意
	中分類	契約		
	名称(小分類)	別紙2参照		
	秘密区分			
取扱区分	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け 1
	指定事由		付	取扱制限
			保	行政文書保存期間 保存
			存	保存期間満了時期 令和8年3月31日
決裁・供覧欄				
備考欄				

	大臣官房 会計課 原 克彦（課長）
	大臣官房 会計課 監査班 上地 義夫（主査）
	大臣官房 会計課 監査班 田邊 昌彦（専門官等）
	大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 福永 武彦（係長）
	大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 植村 啓
	大臣官房 会計課 用度班 法量 健哲（主査）
	大臣官房 会計課 用度班 今井 弘司（専門官等）
決	大臣官房 会計課 用度班 契約第三係 押本 海【同報】
	大臣官房 会計課 用度班 契約第三係 [REDACTED]
裁	大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 [REDACTED]
供	
覽	
欄	

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等
布製マスク梱包配達業務 一式
金額 99,555,625円
2. 予定価格調査
別途作成
3. 契約書
別紙1
4. 仕様書
別紙2
5. 契約の相手方
日本郵便株式会社
6. 契約方法及び適用条項等
(1) 契約方式 隨意契約
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号（緊急随意契約）
7. 保証金
契約保証金 免除（予算決算及び会計令第100条の3第3号）
8. 契約区分
請負
9. 特約条項
文部科学省が定めた製造請負契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所
契約締結日～令和2年5月29日 文部科学省
11. 支出科目
(会計) 一般会計
(項) 文部科学本省共通費
(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費
(事項) 文部科学本省一般共通経費
(目) 庁費

伺
い
文

文 書 番 号	
名 称 (小 分 類)	令和2年度 契約第三係に係る契約関連
共 同 起 案 者 欄	

契 約 書 (案)

件 名 布製マスク梱包配達業務 一式

請負代金額 金 99, 555, 625 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 9, 050, 511 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年5月29日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもつて取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。
- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
 - 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものと

し、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。

- 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
- 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
- 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならぬ。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）
- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものと

する。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽証又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもつて違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に關して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力をを行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦

乙 東京都千代田区大手町2-3-1

日本郵便株式会社

郵便・物流営業部長 田 中 豊

布製マスク梱包配送一式に係る仕様書（案）

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年5月29日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

(1) ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようマスク（袋）を組み合わせて、マスク使用方法と一緒に段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ また、段ボールに入れるマスク使用方法の紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、JP拠点に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

(2) 荷物の配送

JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示するものとする。

(3) コールセンター

以下のとおり、コールセンターを設け、学校等からの問い合わせに対応すること。なお、コールセンター業務に必要なQ & Aマニュアルについては、コールセンター開設の前日までに文部科学省から交付するものとする。

① 開設期間

初めに配達した日から配送完了の1週間後まで開設すること。

② 体制

2回線準備するものとし、常に2人が対応できる体制を確保すること。
なお、シェアード体制でも可とする。

③ 報告業務

コール件数、内容、エスカレーション等について、あらかじめ文部科学省から指示する内容を報告すること。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認があるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

予 定 價 格 調 書

件 名 : 布製マスク梱包配達業務 一式 /

予 定 價 格 : 金99,555,625円也 (A) /

比 較 金 額 : 金90,505,114円也 【(A) × 100/110】 /

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月9日

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克 康



契 約 書

件 名 布製マスク梱包配達業務 一式

請負代金額 金 99, 555, 625 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 9, 050, 511 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年5月29日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもつて取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。
- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものと

- し、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
- 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
- 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
- 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。
- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。
- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。
- 第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）
- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。
- 第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。
- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものと

する。

第19条 乙は、この契約に関する、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関する、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関する、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関する個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力をを行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月10日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長

原 克



乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵便株式会社

郵便・物流営業部長 田 中



布製マスク梱包配送一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年5月29日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようマスク（袋）を組み合わせて、マスク使用方法と一緒に段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ また、段ボールに入れるマスク使用方法の紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、JP拠点に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

（2）荷物の配送

JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受けを行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示するものとする。

(3) コールセンター

以下のとおり、コールセンターを設け、学校等からの問い合わせに対応すること。なお、コールセンター業務に必要なQ & Aマニュアルについては、コールセンター開設の前日までに文部科学省から交付するものとする。

① 開設期間

初めに配達した日から配送完了の1週間後まで開設すること。

② 体制

2回線準備するものとし、常に2人が対応できる体制を確保すること。
なお、シェアード体制でも可とする。

③ 報告業務

コール件数、内容、エスカレーション等について、あらかじめ文部科学省から指示する内容を報告すること。

4 事故発生時

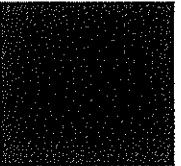
引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

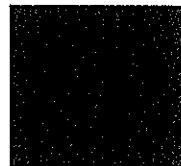
受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認があるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。



18



別紙

学校用布製マスク配布数内訳

(枚)

学校種	設置種別	児童生徒用	教員用	職員用	合計
(1) 小学校	国立	37,347	1,771	232	39,350
	公立	6,253,022	414,901	64,831	6,732,754
	私立	78,181	5,263	994	84,438
(2) 中学校	国立	28,700	1,578	112	30,390
	公立	2,950,331	229,895	27,078	3,207,304
	私立	239,106	15,352	2,290	256,748
(3) 義務教育学校	国立	2,335	142	8	2,485
	公立	38,412	3,378	440	42,230
	私立	0	0	0	0
(4) 高等学校	国立	8,476	569	53	9,098
	公立	2,132,078	168,445	32,298	2,332,821
	私立	1,027,815	62,305	12,589	1,102,709
(5) 中等教育学校	国立	2,951	194	33	3,178
	公立	22,390	1,760	217	24,367
	私立	6,812	688	147	7,647
(6) 特別支援学校	国立	2,951	1,528	155	4,634
	公立	140,669	83,507	13,824	238,000
	私立	814	301	103	1,218
(7) 専修学校（高等課程）	国立	9	7	63	79
	公立	482	54	1,028	1,564
	私立	34,580	2,542	14,978	52,100
合 計		13,007,461	994,180	171,473	14,173,114

決裁・供覧

件名	「布製マスク梱包発送業務 一式」に係る変更契約の締結について /			文書番号	
伺い文	令和2年4月10日付で契約締結した「布製マスク梱包発送業務 一式」について、別紙のとおり変更契約を締結するものである。 /				
起案 部署	起案日	令和2年4月24日	受付日		
	文部科学省 大臣官房 会計 課 用度班 契約第三係	決裁	決裁処理期限日		
		決裁	決裁日	R2.4.24	
	起案者	施行	施行処理期限日		
		施行	施行日		
	連絡先	施行	施行先		
			施行	施行者	
	分類名	名称(小分類)	行	取扱上の注意	
			行		
	取扱区分	秘密区分			
秘密期間終了日			機密性格付け	1	
指定事由		格付け	取扱制限		
		保存	行政文書保存期間	5年	
		保存期間満了時期	令和8年3月31日		
決裁 ・ 供覧 欄	決裁・供覧欄(別紙)参照				
備考欄	仕様書の変更。				

大臣官房 会計課
原 克彦（課長）

(原)

大臣官房 会計課 監査班
上地 義夫（主査）

大臣官房 会計課 監査班
田邊 昌彦（専門官等）

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
福永 武彦（係長）

(水)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班
法量 健哲（主査）

(原)

決 大臣官房 会計課 用度班
今井 弘司（専門官等）

裁 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
押本 海【同報】

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係

供 大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

[REDACTED]

覽

欄

（別
紙）

変更契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月10日付けで契約を締結している「布製マスク梱包配達業務 一式」（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の請負代金額の「99, 555, 625円也（うち消費税額及び地方消費税額9, 050, 511円）を「144, 817, 193円也（うち消費税額及び地方消費税額13, 165, 199円）」に変更する。
2. 原契約書の第1条の「乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。」を「乙は、別紙仕様書【変更】に基づいて業務を行うものとする。」に変更する。
3. 原契約書の第2条の「請負期間は、契約締結日から令和2年5月29日までとする。」を「請負期間は、契約締結日から令和2年6月19日までとする。」に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長
田 中 豊

布製マスク梱包配送一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年6月19日

3 仕様

約1,530万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようマスク（袋）を組み合わせて、マスク使用方法と一緒に段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ 梱包に当たっては、髪の毛、ゴミ、虫などが混入しないよう、細心の注意を払って作業を行うこと。
- ・ また、段ボールに入れるマスク使用方法の紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、JP拠点に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。.

（2）荷物の配送

JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示する

ものとする。

(3) コールセンター

以下のとおり、コールセンターを設け、学校等からの問い合わせに対応すること。なお、コールセンター業務に必要なQ & Aマニュアルについては、コールセンター開設の前日までに文部科学省から交付するものとする。

① 開設期間及び体制

4月9日から4月26日

・2回線準備するものとし、常に2人が対応できる体制を確保

4月27日から5月31日

・15回線準備するものとし、常に15人が対応できる体制を確保

6月1日から6月19日

・10回線準備するものとし、常に10人が対応出来る体制を確保

なお、全ての期間において、シェアード体制でも可とする。

② 報告業務

コール件数、内容、エスカレーション等について、あらかじめ文部科学省から指示する内容を報告すること。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認があるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

予 定 價 格 調 書

件 名 : 布製マスク梱包配達業務 一式(変更)

予 定 價 格 : 金144,817,193円也(A) ✓

比 較 金 額 : 金131,651,994円也【(A) × 100/110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年 4月 24日

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



変更契約書



発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月10日付けで契約を締結している「布製マスク梱包配達業務 一式」（以下「原契約書」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の請負代金額の「99,555,625円也（うち消費税額及び地方消費税額9,050,511円）」を「144,817,193円也（うち消費税額及び地方消費税額13,165,199円）」に変更する。
2. 原契約書別紙をこの変更契約書別紙【変更】に、原契約書の第1条の「乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。」を「乙は、別紙仕様書【変更】に基づいて業務を行うものとする。」に変更する。
3. 原契約書の第2条の「請負期間は、契約締結日から令和2年5月29日までとする。」を「請負期間は、契約締結日から令和2年6月19日までとする。」に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月24日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長
田 中

別紙【変更】

布製マスク梱包配達一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配達を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年6月19日

3 仕様

約1,530万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配達すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- 文部科学省が別途交付する配達リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようマスク（袋）を組み合わせて、マスク使用方法と一緒に段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- 梱包に当たっては、髪の毛、ゴミ、虫などが混入しないよう、細心の注意を払って作業を行うこと。
- また、段ボールに入れるマスク使用方法の紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。
- パレット単位で方面別区分を行い、JP拠点に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配達状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

（2）荷物の配達

JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受けを行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配達すること。なお、配達開始時期は、文部科学省担当者が別途指示する

ものとする。

(3) コールセンター

以下のとおり、コールセンターを設け、学校等からの問い合わせに対応すること。なお、コールセンター業務に必要なQ & Aマニュアルについては、コールセンター開設の前日までに文部科学省から交付するものとする。

① 開設期間及び体制

4月9日から4月26日

- ・2回線準備するものとし、常に2人が対応できる体制を確保

4月27日から5月31日

- ・15回線準備するものとし、常に15人が対応できる体制を確保

6月1日から6月19日

- ・10回線準備するものとし、常に10人が対応出来る体制を確保

なお、全ての期間において、シェアード体制でも可とする。

② 報告業務

コール件数、内容、エスカレーション等について、あらかじめ文部科学省から指示する内容を報告すること。

4 事故発生時

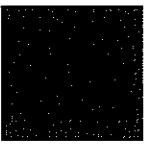
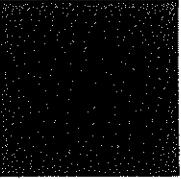
引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認することがあるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。



別紙

学校用布製マスク配布数内訳

(枚)

学校種	設置種別	児童生徒用	教員用	職員用	合計
(1) 小学校	国立	37,347	1,771	232	39,350
	公立	6,253,022	414,901	64,831	6,732,754
	私立	78,181	5,263	994	84,438
(2) 中学校	国立	28,700	1,578	112	30,390
	公立	2,950,331	229,895	27,078	3,207,304
	私立	239,106	15,352	2,290	256,748
(3) 義務教育学校	国立	2,335	142	8	2,485
	公立	38,412	3,378	440	42,230
	私立	0	0	0	0
(4) 高等学校	国立	8,476	569	53	9,098
	公立	2,132,078	168,445	32,298	2,332,821
	私立	1,027,815	62,305	12,589	1,102,709
(5) 中等教育学校	国立	2,951	194	33	3,178
	公立	22,390	1,760	217	24,367
	私立	6,812	688	147	7,647
(6) 特別支援学校	国立	2,951	1,528	155	4,634
	公立	140,669	83,507	13,824	238,000
	私立	814	301	103	1,218
(7) 専修学校（高等課程）	国立	9	7	63	79
	公立	482	54	1,028	1,564
	私立	34,580	2,542	14,978	52,100
合 計		13,007,461	994,180	171,473	14,173,114